

数値目標

基本方針1 さまざまな分野における女性の活躍推進

項目	現状値	前期目標値 (平成 32 年度)	後期目標値 (平成 35 年度)
市役所の女性管理職（一般行政職）の割合（職員課）	（平成 28 年 4 月） 11.0%	20.0%	25.0%
市審議会等の女性割合（行政総務課）	（平成 28 年 4 月） 25.9%	35.0%	40.0%
保育所等における待機児童数（保育課）	（平成 28 年 4 月） 0人	0人	0人

基本方針2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

項目	現状値	前期目標値 (平成 32 年度)	後期目標値 (平成 35 年度)
市役所における男性職員の育児休業取得率（職員課）	（平成 27 年度） 0%	13.0%	15.0%
市役所における担当長以上のイクボスの割合（人権・男女共同参画課）	（参考値） （平成 28 年 4 月） 部長 19人	100%	100%
6歳未満の子どもを育てている夫婦世帯における、夫の家事参加時間【男女共同参画市民意識調査】（人権・男女共同参画課）	（参考値） （平成 23 年度） 1日あたり 67分	1日あたり 150分 (国の目標値)	1日あたり 180分
イクボス認定事業所数（人権・男女共同参画課）	新規事業のため 現状値なし	12社	30社

基本方針3 男女の心とからだを大切にする環境づくりの推進

項目	現状値	前期目標値 (平成 32 年度)	後期目標値 (平成 35 年度)
DVの相談ができる窓口をどこか一つでも知っている市民の割合【男女共同参画市民意識調査】（人権・男女共同参画課）	（参考値） （平成 27 年 11 月） 女性のための相談窓口 を知っている人の割合 22.6%	50.0%	70.0%
妊婦健診の受診率（健康課）	（平成 27 年度） 96.5%	97.1%	98.0%

ひらつか男女共同参画プラン2017

家庭で、社会で、職場で みんなが活躍するまち ひらつか

～概要版～



計画策定の趣旨

○本市では、平成4年（1992年）に女性の地位向上と自立を図り、豊かな男女共同参画社会の実現を目指し、21世紀の創造とうるおいのあるまちづくりに向けて「湘南ひらつか女性プラン」を策定し、市民一人一人が性別に関わりなくあらゆる分野に参画することができる社会、また、女性に対する暴力や人権侵害のない社会を実現するため、

市民、事業所、地域、団体と市が力を合わせて様々な角度から取り組んできました。

○現行プランの策定から10年が経過したことから、社会情勢の変化に的確に対応し、これまでの取組をさらに推進していくため、新たに「ひらつか男女共同参画プラン2017」を策定しました。

計画の位置づけ

○本計画は、平塚市総合計画の施策を推進するための個別計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された基本的な計画です。
○本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」

第2条の3第3項に規定された市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定された市町村推進計画を兼ねるものです。

計画の特徴

○「固定的な男女の役割分担意識の改革」を計画全体に係る視点と位置づけ、全ての施策において意識して取り組むものとししました。
○基本方針には、具体的な数値目標を定めるとともに、事業には担当課を明記して、実効性のある計画としました。
○目標実現のため、事業所や地域へ取組や意識が広がるよう、基本方針1、2の施策の方向として、まずは市が率先して取り組むことを掲げました。
○新たな分野として、基本方針1に「防災分野における女性参画の推進」を置き、東日本大震災、熊本地震での教訓である、女性

の視点の重要性が平塚にも浸透していくよう、施策として位置付けました。また、女性活躍推進法の制定を受け、男女が共に職業生活と地域・家庭生活の両立ができるような環境整備の充実を図っています。



計画の期間

○平塚市総合計画との整合性を考慮して、平成29年度（2017年度）から平成35年度（2023年度）までの7年間とし、前期を平

成32年度（2020年度）までの4年、後期を3年とします。

基本理念

目標

目標実現のための視点

基本方針

施策の方向

施策

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現

男女がともに活躍できる社会の実現

固定的な男女の役割分担意識の改革

基本方針1 さまざまな分野における女性の活躍推進

- 政策・方針決定過程において男性主導が進められている場合が多く見られるなど社会通念や慣行が根深く残っている中、こうした社会通念や慣行を是正するために、女性の参画を拡大していくことが必要となります。
- まちづくりや防災の分野に関しても、東日本大震災以降、災害に対する意識が高まる中、女性・男性双方の視点から考え、共に担い手となることが重要となっています。
- 様々な分野における男女共同参画を実現するために、政策・方針決定過程への女性の登用を促進するほか、男女が共に自らの地域と防災を担う環境づくりなど、様々な分野での女性の活躍の機会を拡大します。

基本方針2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

- 男女が共に活躍できる社会を実現するためには、固定的な男女の役割分担意識をなくすとともに、男性中心型労働慣行を見直し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を図ることが必要です。
- 男女が共に職業生活と地域・家庭生活の両立ができるよう環境を整え、女性の活躍の機会を拡大します。
- 市民の生活に深い影響力を持つ事業所の実施する働き方改革への支援もしていきます。

基本方針3 男女の心とからだを大切にする環境づくりの推進

- 女性に対する暴力は、女性の人権尊重の基本理念を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであり、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、暴力を許さない社会風土を形成するための取組やDV被害者への適切な対応を行うための相談体制や自立支援の取組を推進します。
- 女性は、様々な女性特有の健康上の問題に直面する可能性があり、妊娠や出産など、性に関する理解を深め、自分やパートナーの身体や健康を大切にする環境づくりを進めます。

1 意思決定過程への積極的な女性の登用推進

- 1 市役所組織における女性の登用、能力開発、職域拡大の推進
- 2 市審議会等への女性参画の推進
- 3 地域組織役員への女性参画の促進

2 地域社会における男女共同参画の促進

- 4 男女の地域社会参画の支援
- 5 防災分野における女性参画の推進

3 職業生活における女性の活躍促進

★女性活躍推進計画^{注1}

- 6 育児、介護などを社会的に支える環境づくり
- 7 職業生活における女性の能力発揮のための支援

4 市の率先行動

- 8 仕事と生活の両立ができる職場環境の構築
- 9 市役所におけるイクボスの推進

5 男性の家事、育児、介護への参加の促進

★女性活躍推進計画

- 10 男性の家事、育児、介護参画の意識づくり
- 11 男性自らの働き方の見直し

6 事業所の実施する働き方改革への支援

★女性活躍推進計画

- 12 事業所におけるイクボスの推進
- 13 女性活躍推進のための協議

7 DVの根絶

★DV防止計画^{注2}

- 14 DV被害者に対する相談体制の充実
- 15 DV被害者の自立に向けた支援の充実
- 16 DV防止のための啓発

8 心身の健康支援と性に関する理解の促進

- 17 ハラスメント防止のための啓発
- 18 児童、障がい者、高齢者に対する暴力の防止
- 19 生涯を通じた健康支援

注1 女性活躍推進計画：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画
 注2 DV防止計画：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画